

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ

はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

<建築士制度小委員会>

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

<業務報酬基準・工事監理小委員会>

- ・ 工事監理業務の適正化について
- ・ 業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて
- ・ 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

「建築士制度小委員会」・「業務報酬基準・工事監理小委員会」いずれも、4月以降

12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果を基本制度部会として、とりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。また、今後、業務報酬の実態調査を踏まえた業務報酬基準の見直し、工事監理のガイドライン策定等具体的な施策の遂行にあたっては、今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、細部の検討を進めることを期待するとともに、建築主において、見直し後の業務報酬基準を尊重し、業務報酬算定の適正化が図られることを期待するものである。

建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会資本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料①及び②を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

3) 指定科目の具体的な内容

- 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。
 - ・ 以下の考え方を参考に、建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きを行う。
 - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」等の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
 - ② 「構造力学」「建築材料」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
 - ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

2. 実務経験要件について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である「建築に関する実務経験」については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

2) 実務経験の具体的内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。[別添資料③参照]
 - 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
 - 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
 - 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
 - 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める。
 - いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

3) 実務経験の確認の方法

- 実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の

精度をより向上させることとすべきである。

- また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

- 今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。
こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位位置付けられている建築設備士について、二級建築士と同等以上の知識及び技能を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 講習の基本的枠組みについて

- 建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。
- また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - ・ 講義内容は、
 - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等
 - ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
 - ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
 - ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
 - ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
 - ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士となるに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
- 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認等
 - ② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。

具体的には、

- ① 原則として管理建築士が行うこととし、
 - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
 - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、
- あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。
なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。
- ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
 - ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。(一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。)
 - ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
 - ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
 - ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。
- [別添資料④参照]

5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。

4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
 - 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容 等
 - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
 - 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施する。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - 講義内容は、

- ① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項 等
- ② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容の理解度を確保するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3) 実務経験審査

- 3年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的内容を提出させることにより確認すべきである。
- 実務経験については、原則として管理建築士が証明を行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。
なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。
- 管理建築士講習に関し、当初3年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討す

べきである。

工事監理業務の適正化について

社会資本整備審議会答申のなかでは、工事監理に関し、一連の欠陥住宅問題や構造計算書偽装問題等を通じて、工事監理が適切に機能していない実態が明らかになっていることから、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任の明確化を図る必要があるとの指摘がなされている。

小委員会では、こうした指摘を踏まえ、工事監理業務の課題について議論を行い、工事監理業務を適正化するとともにその実効性を確保する観点から、今後の方向性をとりまとめることとした。

1. 工事監理の定義（規定）について

建築士法において、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること（士法第2条第6項）」と定義されている。

なお、同様に、設計図書とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書（士法第2条第5項）」と定義されており、一定規模以上の建築物に関し、その者の責任において、

- ① 設計図書を作成すること
- ② 工事を設計図書と照合しそれが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること

が建築士の独占業務となっている。

また、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、工事監理者である建築士は、「直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する（改正後の士法第18条第3項）」こととされている。

一方、建築士法第25条に規定する業務報酬基準（昭和54年告示1206号）に

においては、標準業務として、「工事監理」と「工事監理に付随する業務」を定め、これらの業務量を合算して「工事監理等」として標準業務量（人日）を算出している。

（参考）業務報酬基準における標準業務のうち「工事監理等」について

（１）工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- ・ 施工者との打合せ
- ・ 図面等の作成

（注：スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図書は含まない旨の注記あり。）

②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- ・ 施工図の検討及び承諾
- ・ 模型、材料及び仕上げ見本の検討及び承諾
- ・ 建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- ・ 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- ・ 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続

- ・ 契約の目的物の引渡しの立会い
- ・ 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

（２）工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力

（略）

②工事費支払審査及び承諾を行う業務

（略）

③施工計画を検討し、助言する業務

２．工事監理業務の課題

１）工事監理段階で生じている課題

業務報酬基準（告示１２０６号）に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務は、言い換えれば、工事監理者である建築士が建築主から「工事監理等」の名目で報酬を得て行っている業務であるが、必ずしも、工事を設計図書と照合するという本来の工事監理業務に重点が置かれているわけではないとの指摘

がある。

すなわち、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態があるとのことである。なお、こうした設計業務は工事監理業務の課題の要因とはなっている面はあるものの、一方で、こうした設計行為を通じて、建築士が良質な建築物を創っているという実態は十分に尊重すべきとの意見もあるところである。

（工事施工段階で行われる設計業務の例）

- ・ 一部の設備機器のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様を確定させ、この内容で建築基準法への適合を確認した上で、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 建築基準法への適合は確認されているものの、一部の設計図書において工事内容に未確定部分がある場合に、これを補い、詳細図等において、具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 追加業務として行うべき変更設計業務

限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、現実的に必要とされる上記の工事施工段階で行われる設計業務が優先される結果として、工事を設計図書と照合するという建築士法に定める工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘がある。

なお、こうした実態とは別に、そもそも建築主が工事監理業務の重要性・必要性を理解せず、十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘もある。

2) 原因として考えられる事項

① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

業務報酬基準に定める「工事監理等」のうち、「設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」と「施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」には、本来であれば、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれている。

昭和54年の業務報酬基準作成当時は、建築士が、設計業務に継続して工事監理業務を行うことを念頭に、設計業務の一部を「工事監理等」に位置付けてきたものと思われるが、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因となっているのではないかと指摘がある。すなわち、現在の告示120

6号に規定する「設計業務」・「工事監理業務」と「設計業務を行う者」・「工事監理業務を行う者」が混然としており、整理を行う必要があると考えられる。

② 設計実務上の課題

設計図書（実施設計図書）には、建築主の要求を満たした上で、法適合性に加えて、施工の実現性が求められる。これらの条件を満たした設計図書があれば、工事施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は、「工事と設計図書を照合」することで工事監理業務を遂行することが可能となる。

しかしながら、建築主や施工者の選択肢を確保するために施工の実現性を担保する情報に未確定の部分を残して工事着工し、施工段階で協議しながら確定させていくことが慣行として行われている実態がある。この結果、一部の仕上げ材料、設備機器等のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様等を確定させ、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細に設計内容を確定させることに一定の合理性があるものに関する設計行為がある一方で、建築主の要求や法適合性は満足しているものの、施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書（実施設計図書）」を補うための設計行為もあり、これらに加え、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務も混在している実態がある。

「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘がある。

3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

工事監理業務の課題を踏まえ、以下の見直しの方向性に従い、具体的な制度設計を行うべきと考える。

ただし、この場合も、設計業務の実態としては建築基準法による法適合性の確認には影響しない範囲で、工事内容の具体的な確定のために行われる補完的な設計業務について、当該部分の工事着手前であれば、工事施工段階における設計行為もあり得るし、立場の異なる複数の設計者が実施設計等を分担して行う設計行為もあり得るとの認識に立つべきである。

1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

○ 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点か

ら、以下の3つに区分して整理を行うべきである。この場合、工事施工段階で行われる設計行為のうち、工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務については標準業務に位置付け、これも含めて「設計に関する業務」の業務量を算出すべきである。一方で、未確定の設計図書を補う設計行為は実施設計に包含されていると整理すべきであり、また、工事施工段階で行われる設計変更業務については追加業務として明確化すべきである。

- ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
 - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び建築工事の指導監督）
 - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
- これと併せて、「設計に関する業務」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべきである。加えて、これに不十分な設計図書を作成した場合には、業務量を補正することを業務報酬基準においても明示すべきである。
- さらに、現行の業務報酬基準における「工事監理等」のうち「(1) 工事監理」に示された「①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」、「②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」について、設計者が行う業務と工事監理者が行う業務に整理を行うべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。

2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務量）

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。

3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の策定

- 工事監理業務における図書と工事の照合に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を、別添資料⑤を参考に策定すべきである。

4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実

- これらの措置により、工事監理の水準が実態的に向上することを前提に、建築基準法における適合性を確保する観点から、中間検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させるべきである。

5) その他の見直し

○ なお、これらの他に、

- ・ 建築士試験内容の見直しに際し、工事監理に関する出題を増加させる
- ・ 建築士受験資格における実務経験見直しに際し、工事監理に資する実務を位置づける
等を検討すべきとの指摘があった。

業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて

社会資本整備審議会答申のなかでは、業務報酬に関し、特に下請となっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘がなされている。また、建築士法第25条に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）は、標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して、業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとっていないこと等から、業務実態に合わなくなっているとの指摘がなされている。

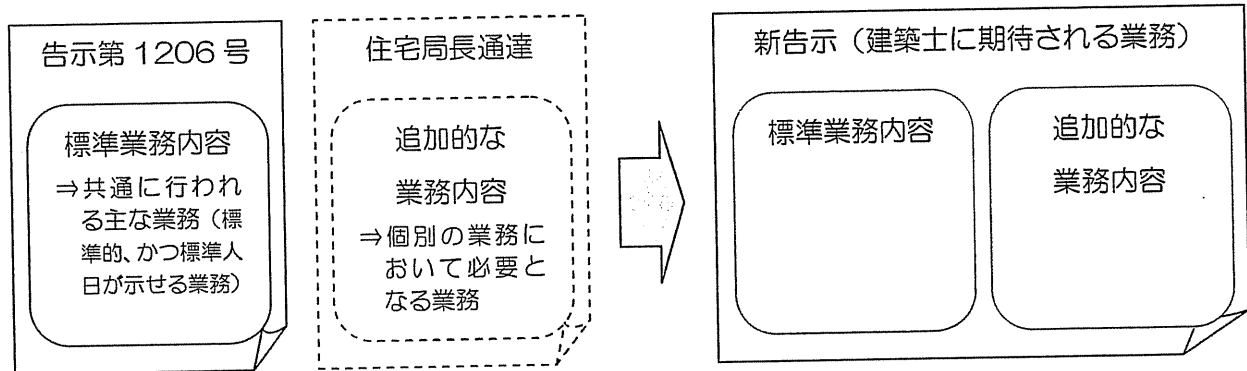
小委員会では、こうした指摘を踏まえ、建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、業務報酬基準の見直しについて議論を行い、見直しの方向性をとりまとめることとした。

1. 基本的考え方について

- 業務報酬基準の実効性を高める観点から、「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とし、業務報酬基準の見直しを行うべきである。

2. 標準業務内容の見直しについて

- 告示1206号と住宅局長通達を融合させ、業務量の略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記する方式に見直すべきである。



【現行】

- 告示の中で標準業務内容が、通達の中で追加的な業務内容が明記。
 - 通達が存在があまり知られておらず、追加的な業務が社会に認識されていない状況。
- この結果として、設計変更等の追加的な業務が業務報酬に反映されていないとの不満の声が多い。

【見直しの方向性】

- 現在の告示と通達を融合させ、新告示の中で、標準業務内容と追加的な業務内容を明記。

- 四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、別添資料⑥を参考に、告示の標準業務内容を修正する（契約書と報酬基準における標準業務の整合を図る）こととすべきである。併せて、追加的な業務の例示についても別添資料⑥を参考に修正すべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。[再掲]

3. 業務量の略算表の見直しについて

- 業務量の略算表について、以下の方向で整理を行うべきである。
 - 1) 建築物の用途等による類別について [別添資料⑦参照]
 - ・ 戸建住宅を除き3類型となっている現行の類別について、施設類型を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を行ったうえで、意匠・構造・設備の建物規模（床面積）に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理を行うこととする。
 - ・ 業務量の略算表について、意匠・構造・設備それぞれの実情に応じた補正を行え

るよう、こういった建築物について業務量の補正を行うのか、その考え方を示す。

2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて

- ・ こういった類の建築物に関する標準的な業務量を示しているかを明確にするため、業務量の根拠となる建築物のイメージを、施設類型、補正要素の考え方を踏まえ、出来る限りわかりやすく示す。
- ・ なお、これまでの業務報酬基準との比較を行うため、工事費の別でも業務量が示せるように実態調査を行うとともに、これを併記することについても、実態調査の結果を踏まえ、検討する。

3) 構造・設備を区分して示すことについて

- ・ 設計・工事監理ともに、専門分化に対応して、意匠・構造・設備に分割するとともに、これらを統轄する業務についても業務量を示す方向で実態調査を行う。
- ・ なお、統轄する業務の取扱いについては、実態調査を踏まえ、検討する。

4. 業務報酬基準（告示1206号）における工事監理業務の充実について

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。[再掲]

5. その他

- こうした見直しの方向性を踏まえ、業務報酬基準の実態調査を行ったうえで、業務報酬基準の改訂を行うべきである。なお、この場合、今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮すべきである。また、業務量の示し方については、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべきである。
- また、業務報酬基準は今後、定期的に見直しを行うべきであり、これに備え、業務実態（標準業務・追加的業務の業務量等）のデータ収集方法等について検討を行うべきとの指摘があった。国土交通省のみならず、建築士関係の各団体が積極的に実態調査を行い、業務実態の分析を行うことで、業務報酬基準が建築主にとってさらにわかりやすく、使いやすいものとなることを大いに期待するものである。

建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

1. 現行の保険制度の課題

現行の建築士事務所が加入する設計賠償責任保険は、設計・工事監理業務に関する賠償事故をカバーするものであるが、保険料は設計料等（賠償責任額）の0.1%程度となっており、継続加入することで、加入期間中の設計・工事監理に起因する、加入期間中の賠償事故について保険金が支払われる仕組みとなっている。

しかしながら、保険金支払いの対象事故が、原則として建築物の滅失・毀損に限定されている（設計ミスが明白でも建築物に滅失・毀損が生じていない場合は支払われない）こと、近年、事故件数・保険金支払いともに増加し、保険収支が悪化し、保険料引き上げ等の措置が講じられていること、責任の範囲等が必ずしも明確でないものが多いこと、などの課題が指摘されている。

2. 今後の方向性

- 建築主保護の観点から、設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時に交付する書面や設計・工事監理契約締結時に交付する書面において、建築士事務所の賠償責任に関する保険についてその加入の有無を記載することを義務付けるべきである。
- 建築物の滅失・毀損に限定されている現行の保険の商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべきである。